

件名	愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律 (平成16年6月9日公布、平成17年4月1日施行)
<p>【制度の概要】 任命権者は、毎年、知事に対し、人事行政の運営の状況を報告 人事委員会は、毎年、知事に対し、人事委員会の業務の状況を報告 知事は、毎年、 、 をとりまとめ公表</p> <p>【条例の概要】</p> <p>1 任命権者からの報告</p> <p>(1) 報告の時期 毎年6月末日</p> <p>(2) 報告事項 任免及び職員数、給与、勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評価、福祉及び利益の保護</p> <p>2 人事委員会からの報告</p> <p>(1) 報告の時期 毎年6月末日</p> <p>(2) 報告事項 競争試験及び選考、給与等報告・勧告、措置要求、不服申立て 苦情処理</p> <p>3 知事の公表</p> <p>(1) 報告の時期 毎年9月末日</p> <p>(2) 報告事項 県報への掲載</p>	
施行日	平成17年4月1日(人事委員会の報告事項のうち苦情処理に係る部分については、平成18年4月1日)